

# 篠山市地域福祉計画

平成31年3月

## 〔目次〕

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 地域福祉計画の策定にあたって.....     | 1  |
| 1 計画策定の背景と趣旨.....           | 3  |
| 2 計画の位置づけと期間.....           | 4  |
| 3 他計画との関係.....              | 6  |
| 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....     | 7  |
| 1 篠山市の現状.....               | 9  |
| 2 現状からみる篠山市における地域福祉の課題..... | 10 |
| 第3章 本計画の基本的な考え.....         | 11 |
| 1 計画の基本理念.....              | 13 |
| 2 計画の基本目標.....              | 14 |
| 3 計画の体系.....                | 15 |
| 第4章 施策の展開.....              | 17 |
| 基本目標1 地域福祉活動の活性化.....       | 19 |
| 基本目標2 横断的な相談支援体制づくり.....    | 22 |
| 基本目標3 地域住民同士の支え合い意識の浸透..... | 31 |
| 第5章 計画の推進に向けて.....          | 36 |
| 1 計画の推進.....                | 38 |

# 第 1 章 地域福祉計画の策定にあたって

---



# 1 計画策定の背景と趣旨

近年、国単位での少子高齢化、人口減少、経済低迷、雇用縮小などの課題が進行し、解決すべき課題が露見される中であって、各人の価値観が受容される環境下での生活スタイルの多様化で、地域コミュニティへの帰属意識は低下し、地域社会は衰退していく傾向にあります。社会的孤立をはじめとする地域福祉課題も多様化・複雑化し、一層解決困難になろうとしています。

地域福祉においてこれまでは高齢者、障がい者、子どもなど典型的と思われる対象者を想定し、そこに生まれるであろうニーズに対応するような公的福祉サービスを提供してきましたが、近年の生活スタイルや福祉問題の多様化により、制度が対象としない課題を抱える世帯への対応が困難なケースが顕在化しています。そのため、これまで以上に様々なケースに対応し、かつ臨機応変に対応の手を打つ柔軟性や、複合的な課題に対しては多様な専門機関との連携を密にするなど体制の整備を進めるとともに、これまでのように福祉サービスの「受け手」「支え手」に分かれることなく、すべての地域住民が役割を持ち相互に支え合いながら生活していく地域づくりが求められます。

本市では、平成 24 年 3 月「篠山市地域福祉計画」を策定し、平成 27 年 3 月には計画を改定し、基本目標「地域でつくる ひとりの幸福 みんなの幸福」の実現に向けて、サービスの利用促進や地域福祉の意識浸透及び福祉でのまちづくりを推進してきたところです。

さらに急速に大きな変化を続ける社会環境の中で、本市における地域福祉の現状と照らし合わせ、今の篠山市の環境に適合する地域福祉を推し進められるよう、「篠山市地域福祉計画」を改定しました。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定するものです。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含し、権利擁護事業の総合的な推進を図っています。

(社会福祉法より抜粋)

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (2) 計画の期間

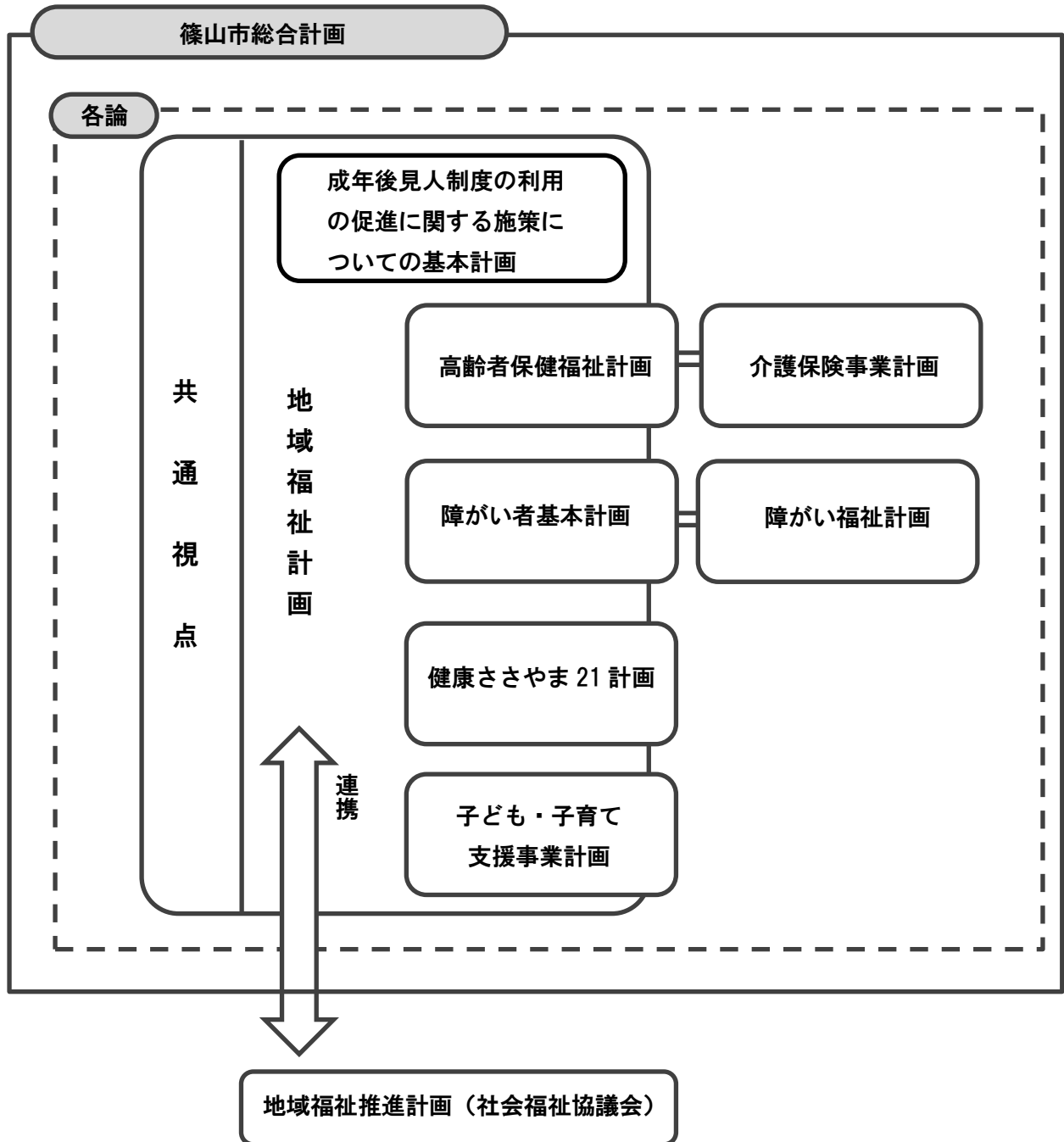
本計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

| 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度     | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 | 平成36年度 | 平成37年度 |
|--------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |        |        | 第3期計画(本計画) |        |        |        |        |        |        |
| 第2期計画  |        |        |            |        |        |        |        | 第4期計画  |        |



### 3 他計画との関係

本計画は、上位計画である「篠山市総合計画」に即して策定するとともに、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉等の各行政分野別計画との整合を図るものです。





## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

---



# 1 篠山市の現状

地域福祉における今後の課題は、本市を取り巻く現状を適切に把握することで顕在化します。特に人口減少、高齢化の問題は、地域福祉の推進と不可分の関係にあると言えます。

平成 27 年実施の国勢調査の結果を見ると、本市の人口は 41,490 人と、前回調査時（平成 22 年）の 43,263 人から 1,773 人減少しています。

出生数も減少傾向です。年間の出生数は 1977 年から 2013 年の間に 508 人から 296 人（平成 28 年篠山市人口ビジョンより）へと継続的に減少しており、国全体でも人口減少の傾向があることから、今後本市においてもさらに人口減少が進むことを予想しておかなければなりません。人口の減少は今後の地域福祉の推進を担う、活動組織の新しいなり手の減少も招きます。

同調査での世帯数の変化に目を向けてみると、15,342 世帯（平成 22 年）から 15,578 世帯（平成 27 年）へと 5 年間で世帯数が増加しています。人口は減少しているにも関わらず世帯数が増加していることから見て取れることは、1 世帯当たりの人口の減少による核家族化の進行です。これは高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者の増加にもつながっていると言えます。

本市における高齢者の割合については、老年人口（65 歳以上人口）の割合がおよそ 32.56%と高く、超高齢社会といわれる状態です。特に山間部を中心に、老年人口の割合が 50%を超えるような集落が 29 か所あるということも、今後自治会などの団体の形骸化やコミュニティのつながりの希薄化などを生む要因です。

そのような状況であるからこそ、福祉サービスの強化は不可欠です。しかしながら近年のニーズの多様化・複雑化により、行政のみの対応では立ち行かないようなケースが増えていくと考えられます。地域住民の方々やボランティア、NPO、行政などが連携して地域福祉を推進してきましたが、これまで以上に、地域住民それぞれが互いに支え、支えられ、地域において自分事として問題解決に取り組むような、より一層の連携を図っていく必要があります。

## 2

# 現状からみる篠山市における地域福祉の課題

本市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、地域福祉を推進していくための今後の課題は以下のようなものが考えられます。

### ■地域住民の支え合いの意識と地域福祉への関心を高める

- 行政だけでは対応が困難になることに対応した、住民の地域社会への参加の促進
- 市民の福祉に対する意識改革
- 今後の地域福祉の担い手となる子どもたちへの福祉教育の充実

### ■地域福祉活動主体の活動を活発に

- 地域住民それぞれが互いに支え合う意識を浸透させること
- 住んでいる地域で自分自身の役割を自覚し活躍できるようなコミュニティの育成
- 一人暮らし高齢者の増加により重要となる民生委員・児童委員の見守りなど、それぞれの活動の活性化、資質の向上
- 核家族や単身世帯の増加に対した地域でのコミュニティづくり

### ■地域福祉の今後の担い手の発掘と育成

- 地域福祉を推進する主体におけるなり手の減少に対し、新しい人材の発掘と育成

### ■気軽に相談できる体制の構築

- 相談しやすい窓口の提供、ふくし総合相談窓口の周知
- ひとつの機関だけでは対応のできない複合的な課題に対する横断的な対応

### ■従来の福祉サービスが対象としていない狭間のニーズへの対応

- ニーズの多様化・複雑化に対応した、量的・質的なサービスの向上

### ■福祉サービスに関する情報の積極的かつ適切な提供

- 福祉サービスに関する情報の適切な提供

## 第3章 本計画の基本的な考え

---



# 1 計画の基本理念

## 誰もが互いに支え合い みんなと生きるまちづくり

人口減少や家庭・地域社会の在り方の変化に伴い、これまで典型的と考えられるニーズに対して提供してきた福祉サービスでは対応が困難なケースが増加してきました。制度の対象外の生活課題を持っている、もしくは複合的な課題を抱えている世帯にも対応できるように整備を進めていく必要があります。

今後の地域福祉を充実したものにしていくために、「誰もが互いに支え合い みんなと生きるまちづくり」をめざし地域のあらゆる住民が自分の役割を担い、地域での課題を他人事ではなく自分事として考え、住民同士が支え、支えられながら、自分らしく活躍できる地域を育成していきます。

## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 地域福祉活動の活性化

今後の地域福祉を推進していくにあたり、すべての住民が地域社会の一員であると認識をした上での活躍が求められます。

自治会や多様な地域福祉活動主体における、高齢化を要因とする人員の固定化や、なり手の減少の問題は活発な運営を妨げます。そこで、新たな人材の確保・育成や子どもたちの地域福祉に対する意識づくりなど、明日の地域福祉を担う人材の育成を図り、長期的な地域福祉活動の活性化を進めます。

### 基本目標2 横断的な相談支援体制づくり

地域福祉の推進において、地域福祉活動の主体による多様な福祉活動と公的な福祉サービスが連携し、横断的な対応が可能な体制づくりが必要です。相談内容も多様化・複雑化していく中で、地域住民に分かりやすい窓口として地域福祉課内に開設した「ふくし総合相談窓口」をより多くの住民が利用しやすいように運営していくとともに、他の活動主体との緊密な連絡体制を確保することで、広範な相談内容にも対応していきます。

福祉サービスに関する情報を、必要とする人が適切に選択できるように提供する必要があります。あらゆる媒体を使った情報提供は引き続き行いますが、高齢者や障がいのある方等にもわかりやすい情報を提供する工夫をしていかなければなりません。またそのような媒体での情報が届きにくい方に対しても適切な情報が届くように配慮します。

### 基本目標3 地域住民同士の支え合い意識の浸透

近年の地域福祉のニーズは多様化・複雑化しており、これまでも増してきめ細やかな対応が求められるため、身近な住民同士が支え・支えられるような環境であることが望ましく、地域住民の力で地域福祉を推進していくことが不可欠です。すべての住民が互いに地域福祉を担う主体としてそれぞれの役割を持ち、時には支え、時には支えられるというように住民の地域参加を促進していきます。そのために、住民一人ひとりの自治・地域・福祉への関心を高め、支え合いの意識を浸透させるような取組みを進めます。

地震や風水害等の災害時に要援護者を地域で支え合うことが大切です。そのためには地域活動や見守り活動を通じて平時から住民同士がつながりを持つとともに関係機関と連携し、地域ぐるみの支援体制づくりを進めます。



### 3 計画の体系

—基本理念—

誰もが互いに支え合い みんなと生きるまちづくり

#### 基本目標 1 地域福祉活動の活性化

- ① 地域における多様な主体による福祉活動の活性化
- ② 地域における福祉活動主体の人材確保及び育成
- ③ 地域における活動拠点づくり

#### 基本目標 2 横断的な相談支援体制づくり

- ① 相談窓口の充実
- ② 関係機関の連携づくり
- ③ 福祉サービスに関する情報の適切な提供
- ④ 権利擁護支援体制の強化

篠山市成年後見制度利用促進基本計画

#### 基本目標 3 地域住民同士の支え合い意識の浸透

- ① 地域住民の意識の向上と浸透に向けた啓発
- ② 地域住民同士のつながりを生む交流の場づくり
- ③ 地域住民主体の見守り
- ④ 当事者自身での課題解決の支援



## 第4章 施策の展開

---



# 基本目標 1 地域福祉活動の活性化

---

## ① 地域における多様な主体による福祉活動の活性化

### 《概要》

今後特に地域福祉に対するニーズが多様化し複雑化する中で、さらにきめ細やかな対応を可能にしていくために、福祉活動主体のより活発な活動の支援を進めていきます。

### 現状と課題

- 公的福祉サービスのみでの対応が困難なケースの増加
- 高齢者人口の割合の増加による福祉サービスの需給バランスの変化
- 既存の福祉活動のさらなる活性化の必要

### 施策の方向

#### ○ 社会福祉協議会を中核とした福祉活動の推進

市社会福祉協議会が、地域における福祉活動を行う自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、愛育班、その他ボランティア団体や NPO 法人などの多様な主体の活動の中核的な役割を發揮できるような支援の強化を図ります。

#### ○ 社会福祉協議会の事業実施・継続の支援

現在社会福祉協議会で取り組む「ふれあい・いきいきサロン」「福祉委員活動」などの事業の継続的な実施を支援します。

#### ○ 多様な主体による福祉活動の活性化

NPO 等団体の設立や活動のサポート、事業内容の評価と適正化、地域福祉に関わる事業の創出と提供、他の団体との連携強化による情報交換の機会を設けるなど活性化につながる仕組みを整備します。

## ② 地域における福祉活動主体の人材確保及び育成

### 《概要》

福祉活動主体においても人口減少や高齢化を要因とする、なり手不足や人員の固定化が問題となっています。福祉活動主体の活動が縮小してしまわぬよう、今後地域福祉活動に関わる多様な人材の確保及び育成を進めていきます。

### 現状と課題

- なり手の減少により長期的に活発な活動の見通しが困難
- 人的資源の減少による活動範囲・規模の縮小
- 人材の不足で活動の非活性化
- 人員の固定化を原因とした負担の偏り

### 施策の方向

#### ○将来的に地域福祉活動主体のなり手となるような人材の育成

人口減少により、なり手の絶対数も同様に減少していくことは避けられず、限られた人的資源の中でなり手を確保していかなければなりません。そのためには、今の若い世代に地域福祉に関する問題意識を根付かせ、関心を持たせることが重要な課題となります。教育段階から地域福祉に親しんでもらう機会や地域福祉問題を知る機会を提供します。

#### ○地域福祉活動主体の活性化につながる人材の資質向上

それぞれの地域福祉活動主体においてもより専門性が求められ、人材の資質向上を図る必要があります。特に地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員の担い手確保に向けて、活動しやすい環境の整備に努めるとともに、各種研修等を積極的に行い人材の育成を進めます。同様に他の地域福祉活動主体においても積極的な人材の育成を進めるためスキルアップの機会を設けます。

#### ○地域福祉への気軽な参加の促進

地域福祉活動への気軽な参加は、地域福祉への関心を高めるための重要なきっかけとなります。地域での催しや気軽に参加できる研修などを通じて、地域の抱える課題を知り、身近な福祉活動に携わっていただけるような導線の確保に努めていきます。

### ③ 地域における活動拠点づくり

#### 《概要》

多様な主体による地域福祉活動の発展のためには多くの住民の活動への参加が求められ、活動の拠点や交流の場を設けることで、新たな参加者の確保や継続的な取組の強化を図ります。活動拠点づくりに対する助成や施設等の整備、活動拠点の有効活用を推進していきます。

#### 現状と課題

- 地域福祉活動主体による安定的・継続的な活動の推進
- 地域住民の活躍の場の提供の必要
- 活動の地域間での格差

#### 施策の方向

##### ○活動拠点づくりや施設整備等のサポート

地域福祉活動の拠点づくりや施設整備などの支援を通じて、活動の活性化と住民参加を促し、地域全体の福祉の底上げを図ります。

##### ○地域住民の活躍の場づくり

すべての住民が身近な地域において活躍できる場があることで、核家族や単身世帯の人々も地域社会に溶け込める機会となり、さらに市内全体にまんべんなくそういった拠点ができると誰かが福祉サービスを利用しやすく、また地域福祉活動の提供側の人的資源の確保にもつながります。

## 基本目標 2 横断的な相談支援体制づくり

### ① 相談窓口の充実

#### 《概要》

地域福祉における課題が多様化・複雑化し、制度の狭間や複合的な課題などの公的な福祉サービスが対象としない課題が増加しています。

そうした課題に対応していくためには、地域や内容に応じて専門的に対応するだけでなく、横断的かつ総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

#### 現状と課題

- 制度の狭間にある課題への対応
- 横断的な支援の必要
- 各相談窓口間の情報共有

#### 施策の方向

##### ○「ふくし総合相談窓口」の積極的な活用促進

本市において、市民に分かりやすい窓口として地域福祉課内に設置した「ふくし総合相談窓口」をより多くの相談者が気軽に利用できるように、引き続き周知していきます。

##### ○各相談支援機関同士の情報共有とネットワークの構築

各分野の相談支援機関が多様で複合的な課題に対して、速やかな引継ぎや分野をまたいだ対応が必要です。そのために各相談支援機関が密に情報交換をし、常に連携し合うネットワークを構築していきます。

##### ○生活困窮者の把握と支援

生活困窮者が地域で孤立しないよう、民生委員・児童委員や関係各課等と連携しながら、生活困窮者の把握し、生活や住宅に配慮が必要な方に対して、就労支援や住宅確保など生活困窮者支援制度の周知に努めます。また、生活に関する困りごとを相談できる生活困窮者自立支援相談窓口の普及と体制強化に努めます。



## ② 関係機関の連携づくり

### 《概要》

高齢・子育て・障がい・生活困窮など各分野において、密着的な機関や地域福祉活動主体が地域での福祉課題を吸い上げ、相談支援機関に繋ぐというフローを確立することで、地域福祉における相談支援がより充実します。地域福祉活動主体・地域福祉課題を抱える人々・福祉サービスの提供者、相談支援機関が密接につながりあうよう連携を図ります。

### 現状と課題

- 潜在的な地域福祉課題が支援にまでたどり着かない
- 地域福祉課題の発見から相談支援までのスムーズな情報伝達
- 各関係機関の横断的な連携

### 施策の方向

#### ○地域福祉課題発見から相談支援までのフロー確立

各分野における地域福祉活動主体によって発見された課題が、分野ごとに滞りなく適切な相談支援機関に引き継がれるように、ケースによる相談先や相談支援機関の取り扱い範囲など、課題の発見から相談支援までのフローを確立できるよう主導していきます。

#### ○各関係機関同士の連携による対応の強化

複合的な課題に対しては、速やかに相談支援機関につなぐことと同時に、横断的に他の分野について専門性を有する機関や団体と連携して対応していくことも必要となります。各関係機関同士の交流や情報交換の場をつくることで連携の強化に努めます。

#### ○虐待防止などの防止に向けた取り組みの推進

高齢者、児童、障がい者、女性等、あらゆる虐待を防止するため、若い年齢から虐待防止につながる教育を進めるとともに、関わる職員や相談員の知識向上に努めます。また、地域のネットワークと幼稚園、保育園、小中学校、福祉施設、民生委員・児童委員等との連携を強化し、虐待防止・早期発見・早期対応や相談支援に努めます。

### ③ 福祉サービスに関する情報の適切な提供

#### 《概要》

福祉サービスを必要とする人が十分な情報の中から適切なサービスを選択できるように、広報やHP、パンフレット、講座など様々な機会を活用して、情報を提供します。

#### 現状と課題

- 提供する福祉サービスの多様化・複雑化により、適切な情報提供が必要
- 高齢者など情報が届きづらい層への対応
- わかりやすい情報の提供

#### 施策の方向

##### ○ 多様な媒体・機会を積極的に活用した情報提供

福祉サービスに関する情報が必要な人に対して、パンフレットや広報、啓発チラシなど活用、各種研修や地域イベント、講座などの機会を有効に活用して情報の提供を行っていきます。

##### ○ 必要な人に必要な情報をわかりやすく提供する

HP やパンフレットを作成する際には高齢者や障がいのある人等が読みやすく、理解しやすいように配慮し、中身の伝わる情報提供を進めます。

##### ○ 民生委員・児童委員による情報提供

広報やHPなどの媒体では情報が届きづらい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動に併せて、福祉サービスに関する情報提供を行えるように主導していきます。

## ④ 権利擁護体制の強化

### 《概 要》

認知症や障がい等により判断能力が十分でない高齢者や障がいを持つ人の権利擁護の支援を行い地域で自立した生活をしてもらうため、高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターを中心に権利擁護支援の推進に努めます。

今後、ますます増加が見込まれる権利擁護支援ニーズに対し、適切に対応できる権利擁護支援体制の充実・強化を図るため、『篠山市成年後見制度利用促進基本計画』（次頁記載）を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進していきます。

### 現状と課題

- 権利擁護を必要とする人の増加
- 権利擁護に対する市民の意識と知識の不足
- 権利擁護を支援する人材育成の必要

### 施策の方向

#### ○虐待防止の取り組みの推進

高齢者や障がい者虐待等の権利侵害を早期発見する体制や適切な支援をするための体制づくりを行なうとともに相談窓口を市民や関係機関に広く周知し、虐待の未然防止にも努めます。

#### ○成年後見制度等の利用促進に向けた取り組みの推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と充実を図るとともに、中核機関である「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」の役割を担えるよう順次、機能強化等の必要な対応を行います。

#### ○市民の権利擁護に関する意識の浸透

認知症や障がい等により判断力が十分でない人の福祉サービス利用の援助や金銭管理などの他に、児童虐待の防止や差別の解消を推進することも権利擁護の重要な課題です。児童虐待、差別解消に関する市民の理解促進のためのフォーラムの開催や広報などを通じた周知活動による意識の浸透を図ります。

#### ○権利擁護支援者の発掘・育成

市民後見人養成講座の実施や、権利擁護支援者の登録バンクの設置・運営など権利擁護支援者としての人材の発掘・育成を主導します。

## 《篠山市成年後見制度利用促進基本計画》

篠山市においても、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が年々増加し、また、平成 30 年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針においても、これまでの基本指針と同様に、福祉施設入所者の地域生活への移行や入院中の精神障害者の地域生活への移行が目標として掲げられています。

こうした病気や障害があるために、自分の状態や置かれている状況を適切に判断することが難しくなり、結果的に本人にとって不利益な生活を余儀なくされる方があります。こうした方々が、住み慣れた地域において安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活の状況を踏まえ多様な支援が求められており、社会的な支援として権利擁護を行う仕組みが必要です。

篠山市では、平成 23 年 4 月に「篠山市権利擁護委員会」（以下「権利擁護委員会」という。）を設置し、権利擁護支援施策の充実や高齢者や障がい者虐待への対応など、権利擁護支援体制の構築を行ってきました。

平成 27 年 2 月には、権利擁護委員会での議論を踏まえ、権利擁護支援の核となる「篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」を開設し、増加する権利擁護に関する相談や高齢者・障がい者虐待対応、成年後見制度の利用支援などの取り組みを推進していく体制を構築しました。平成 29 年 8 月には、より専門的な対応を継続的に実施できるよう、同センターの運営を権利擁護支援に特化した NPO 法人に委託しました。

このような中、国では権利擁護支援の一つである成年後見制度に関し、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないという状況を鑑み、2016 年（平成 28 年）5 月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行しました。翌年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定するなど、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進しています。

今期の計画期間においては、現行の篠山市の権利擁護支援体制を評価しつつ、今後、ますます増加が見込まれる権利擁護支援ニーズに対し、適切に対応できるよう権利擁護支援体制の充実・強化を行っていく必要があります。

### 1) 虐待防止の取り組みの推進

虐待は、個人の尊厳を冒す重大な権利侵害であり、近年、その深刻さを増しています。その背景には、様々な要因が絡んでおり、篠山市においても、虐待の未然防止と早期発見・適切な対応への取り組みを進めており、今後も下記の内容を引き続き確実に進めていきます。

#### 【取り組み目標】

##### (1) 支援体制の強化

権利擁護委員会を中心に、権利擁護支援ネットワーク（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の連携を強化し、高齢者虐待や障がい者虐待等の権利侵害を早期発見する体制や適切

な支援をするための体制づくりを行います。

また、法的支援や福祉的な専門的支援を継続的に得るため、「篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」との連携を図り体制を強化します。

虐待は、様々な課題が絡み合って起こることが多いため、複数の問題が絡み合う複雑なケースに対応できるよう、「ふくし総合相談窓口」を中心に、庁舎内外の連携（トータルサポート機能）を強化するとともに、虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員への研修や事例検討会を実施していきます。

【主な施策】

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ●権利擁護委員会開催（内、1回は権利擁護ネットワーク連絡会議 | 年3回   |
| ●庁内トータルサポート連絡会開催               | 年1回以上 |

(2) 相談窓口の周知と迅速な対応

高齢者虐待に関する相談は、地域福祉課高齢支援係と地域包括支援センターが、障がい者虐待に関する相談は、障害者虐待防止センター機能を持つ地域福祉課障害福祉係が24時間体制で虐待の通報や相談を受け迅速に対応できる体制を整えています。また、高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターにおいても、様々な権利擁護に関する相談の中から、虐待や不適切と思われる事案について、地域福祉課につなぐようにしています。

これらの相談窓口を市民や関係機関に広く周知し、虐待の未然防止にも努めます。また、相談窓口となる職員が迅速に適切な対応が行えるよう、平成30年度には、高齢者虐待対応マニュアルの改訂、障がい者虐待防止・対応マニュアルを策定し、職員の知識・技術の向上と適正化の継続を図ります。更に、相談内容を福祉的視点と法的視点などの多面的視点で検討し、適切な判断と対応が行えるよう、虐待判断会議や虐待対応会議等に弁護士の参加を位置付けるとともに、必要に応じ医療・福祉関係者で構成する虐待対応専門チームが虐待事案に対して適切な助言が行える体制を継続していきます。

さらに権利擁護専門相談会の充実や経験豊富な社会福祉士からの指導を受ける機会を設け、権利擁護支援に係る支援者育成に努めます。

【主な施策】

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| ●高齢者虐待モニタリング会議       | 月1回 |
| ●障がい者虐待モニタリング会議      | 月1回 |
| ●スーパーバイズ会議（ケースの振り返り） | 年4回 |

(3) 虐待の未然防止と早期発見への取組み

虐待を早期に発見できる立場にある地域の人々や支援機関の人々が、虐待についての知識・理解を深めるため、地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通報・届出等、窓口周知の徹底を目的に普及啓発を行います。

虐待は、身近な問題であり重大な権利侵害であることを認識し、地域での関りが虐待の未

然防止・早期発見につながることを広く周知するために、権利擁護市民フォーラムの開催や自治会単位、支援者団体などを対象にしたきめ細かな講演会や研修等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシを作成し配布します。

また、周知啓発の中核となる「篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」の周知を行い、介護保険サービス・障害福祉サービス事業者等の支援者に対して、不適切ケアの勉強会や通報義務の周知徹底を行い、施設従事者の意識向上を図ります。

#### 【主な施策】

- 虐待防止等に関するパンフレット作成
- 介護・福祉サービス事業所への研修会 随時

## 2) 成年後見制度等の利用促進に向けた取り組み推進

篠山市では、平成 15 年度から成年後見市長申し立て制度を実施し、平成 25 年度からは、「成年後見制度利用支援事業」を実施し、市長申し立て案件以外にも、必要な方には申し立て費用や後見人等の報酬助成を行っています。

さらに、平成 27 年 2 月に「篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」を開設し、制度に関する普及啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援を行ってきました。平成 29 年 8 月には、権利擁護支援に特化した NPO 法人に業務委託し、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人や権利擁護支援者の養成について取り組んでいるところです。

篠山市では、国が示す「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」に相当する仕組みの構築について既に取り組んでおり、今後は、その仕組みを評価しつつ、国基本計画に照らし合わせ、成年後見制度利用促進に向け、不足する機能や強化すべき機能を整理し、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の機能の充実を図ります。

#### 【取り組み目標】

##### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と充実

「協議会」については、平成 23 年 4 月に設置した「篠山市権利擁護委員会」がその役割を果たし、市の権利擁護支援システム構築に向けた協議を行うとともに、多職種間での連携強化を図るためのネットワーク連絡会議を開催しています。

今後は、現行システムを評価しつつ、地域連携ネットワークの強化に向けた検討を行っていきます。

#### 【主な施策】

- 権利擁護ネットワーク連絡会議 年 1 回
- 各専門職同士のネットワーク会議開催 年 1 回

## (2) 中核機関の機能の充実

平成 29 年 8 月から権利擁護に特化した NPO 法人に運営を委託し、専門職の安定的な配置と専門性の強化を図っている「篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」を中核機関として位置づけます。

今後は、同センターの運営状況を「権利擁護サポートセンター運営部会」が中心となり評価しつつ、中核機関が果たすべき役割・機能（広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能等）と照らし合わせ、不足する機能や強化が必要な機能を検証します。また、それを踏まえて、市と同センターの役割（委託内容）を再検討しながら、中核機関としての役割を担えるよう順次、機能強化等の必要な対応を行っていきます。

### ① 広報機能

生活の質の向上や自分らしい生活の実現が図れるように、成年後見制度の理念や制度の内容について丁寧な説明を行うことで、制度の理解と権利擁護に関する視点を身に付けられ、相談の機会を増やし、相談しやすい環境を整えていきます。

- 自治会単位やまちづくり協議会単位等の小規模での研修会を実施し、制度に関する周知や相談窓口が明確になるように努めます。
- 介護支援専門員や相談支援専門員、介護や福祉サービス事業所等の職員など身近な支援者に対して研修会を開催し、判断能力の低下に関するリスクや課題に気づき、早い段階から補助や保佐の利用、任意後見人制度の利用、日常生活支援事業の利用などを検討できるようにします。
- 市役所内にある各課の窓口担当者に対して研修会を実施し、担当者が権利擁護の課題に気づき、適切な相談窓口につないでいけるようにします。

#### 【主な施策】

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| ●自治会等での研修会の実施                  | 随時     |
| ●介護支援専門員やサービス事業所等の支援者に対する研修会実施 | 随時     |
| ●市役所内の各窓口担当者への研修会の実施           | 隔年（新規） |

### ② 相談・支援方針検討機能

相談されたケースを篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターがコーディネートを行うことで、法的な支援や福祉的な支援の必要性が明確になり、適切な支援につながります。

- 法的視点・福祉的視点の両方のアドバイスが受けられる「権利擁護専門相談会」を定期的開催し、課題の整理と支援方針の検討を行います。また、来所できない場合や必要性に合わせて、訪問相談等を随時行っていきます。
- 「権利擁護専門相談会」等での支援方針により、必要に応じて、成年後見市長申立てを行います。
- 成年後見制度の利用が必要でない場合は、日常生活利用支援事業等を担当する篠山市社会福祉協議会と連携し、適宜モニタリングしていきます。

- ・相談内容によっては、地域福祉課内にある「ふくし総合相談窓口」と連携し、もの忘れ相談センターや生活困窮自立相談窓口において、専門的支援を行っていきます。

【主な施策】

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ●権利擁護専門相談会の実施           | 月2回以上     |
| ●権利擁護専門相談会（訪問型）の実施      | 月1回以上（新規） |
| ●権利擁護支援機関へのスーパーバイズ事業の実施 | 年3回以上     |
| ●成年後見市長申立の活用            | 随時        |

③ 利用促進機能

成年後見制度の利用が必要と思われる場合も、申し立て書類の作成や後見人等候補者の選任等、いくつものハードルを越える必要があります。

- ・権利擁護サポートセンターが、書類作成のアドバイスを行います。
- ・権利擁護専門相談会等において、本人にふさわしい後見人等候補者を検討します。
- ・今後も高齢化が進む中、市民後見人活動の需要が高まるものと思われます。そのことから、市民後見人や権利擁護支援者の活動を周知し、権利擁護支援養成講座等に多くの市民が参加し、権利擁護支援についての意識を高めていけるようにします。

【主な施策】

|   |     |
|---|-----|
| ●高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターによる<br>成年後見申立て書類作成に関する助言 | 随時  |
| ●市民後見人等養成講座の実施                                | 年1回 |

④ 後見人支援機能

家庭裁判所において、成年後見人が選任され、後見活動が開始した後、特に親族後見人においては、その活動に不明なことがあり相談したいと思っても相談先が分からず、抱えた問題を解決できない場合もあります。

- ・権利擁護サポートセンターが後見人の相談窓口となり、家庭裁判所等の関係機関と連絡をとりながら、後見人等の不安を解決していきます。
- ・権利擁護サポートセンターが被後見人等に関わるチーム員と連携し、定期的なモニタリングを行うことで、本人の状況の変化や後見人の果たしている役割などを把握し、適切な支援に結びつけていきます。
- ・第三者後見人等の場合で、被後見人等が低所得で、自ら後見人等の報酬を負担できない場合や、申立てができない場合は、市が行う「成年後見利用支援事業」を紹介します。

【主な施策】

|                   |    |
|-------------------|----|
| ●成年後見制度利用支援事業の実施  | 随時 |
| ●後見人等への定期的なモニタリング | 随時 |



## 基本目標3 地域住民同士の支え合い意識の浸透

### ① 地域住民の福祉意識の向上と浸透に向けた啓発

#### 《概要》

現在のような人口減少、高齢化社会にあっては、地域においてすべての住民が支えられる立場にありながら、時には自分の役割を持って誰かを支え、住民それぞれが支え合って生活していく意識を浸透させていかねばなりません。また啓発活動などにより福祉に関する理解を深めることで地域住民主体の地域福祉を推進します。

#### 現状と課題

- 支えられるだけでなく支える側の人的資源が必要
- 地域福祉への参加の促進が必要
- 地域福祉への意識の低さ

#### 施策の方向

##### ○地域における福祉教育と啓発活動

地域住民の高齢、障がい、子育てや虐待等に関する理解が深まるよう各種フォーラムや講習会の開催を積極的に行うことで地域住民主体の地域福祉の推進を図ります。

また学校においても「総合的な学習の時間」等を活用し福祉教育を進めることで、子どもの頃から地域福祉への関心を高めていくとともに、将来の地域福祉活動主体を担う人材の育成にも取り組みます。

##### ○支え合いの意識の醸成

地域福祉活動の担い手不足の問題に対して、新たな人材の掘り起こしを進めることはもちろん、今後は特に支えられる立場にある人が状況によっては支える側として地域で活躍するような地域づくりが必要です。これまでのように福祉サービスの提供側と受け手側に分けて考えるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を担うような地域づくりの支援を進めることで、相互の支え合いの意識への改革を図ります。

## ② 地域住民同士のつながりを生む交流の場づくり

### 《概要》

多くの地域住民に地域福祉課題について問題意識を持ってもらい、地域内での支援者として活躍してもらうため、住民同士の課題などの情報が集まる交流の場の設置に努めます。支援者としての役割を持つ住民の増加は、地域福祉の底上げにつながります。活動の場を設置することで、参加する地域住民が地域の支援者としての役割を認識し、住民同士の支え合い意識の形成を進めます。

### 現状と課題

- 地域コミュニティへの参加率の低さ
- 支援者としての活動の場の設置
- 地域住民同士の支え合い意識

### 施策の方向

#### ○地域イベント開催の促進

今後の地域福祉においてより多くの福祉活動への住民参加が求められる中、新しい参加者がなかなか増えないことは解決すべき重要な課題のひとつです。地域福祉活動への住民参加を促すには参加しやすい地域コミュニティづくりを進める必要があります。地域において学習会や地域イベントなど日常的に交流する機会、顔を合わせる場を設けることで地域福祉参加への障壁を取り払い、参画意識と相互に支え合う意識を高めていきます。

#### ○地域参加の場づくり

住民の地域参加の場を設置することでこれまで支えられる側であった人の支援者としての参加を促進します。地域における一人暮らし高齢者や支援の必要な人の孤立感を解消する「ふれあい・いきいきサロン」のように、つどいの場を提供するような事業の推進を図ります。

### ③ 地域住民主体の見守り

#### 《概要》

複雑化する地域の様々な課題は発見することも困難となっています。また、災害等の緊急時に住民同士が支え合える地域となるためには、普段から地域の中で顔の見える関係づくりが必要です。そのためには、これまでも増して地域に密着した見守り活動の活性化が求められます。中でも身近な民生委員・児童委員を中心にした見守り活動の活性化は最重要課題のひとつですが、すべての住民が地域課題を発見する目となるように、地域住民にも見守り意識の向上を呼び掛けるような取り組みも必要です。

#### 現状と課題

- 地域課題の発見が困難になっている
- 限られた見守り活動人員
- 地域住民同士のつながりの希薄化

#### 施策の方向

##### ○見守り活動の活性化

民生委員・児童委員による見守り活動について、地域住民への広報の強化などを通じて活動しやすい環境を整えるなど、見守り活動の活性化を図ります。

##### ○地域住民主体の見守り活動

地域に身近な存在である民生委員・児童委員による見守り活動は、地域における課題発見において重要な役割を担っています。今後は民生委員・児童委員以外の地域により身近な地域住民の目による見守りも行われることで、地域の見守り活動が促進されます。自治会など地域でのコミュニティの中で、日常的な見守りの推進を目的とした情報共有の場が開かれるように主導していきます。

##### ○地域住民同士のつながりの強化

地域住民主体の見守り活動が効果的であるためには、地域住民同士が身近な関係にすることが重要です。近年では、近くに住んでいても顔をよく知らないというような希薄な関係にあることが多く、世帯における課題を発見するのは困難な状況にあると言えます。自治会や子ども会、老人クラブなどの地域団体への加入率が下がっていることも近隣住民との関係の希薄化の原因の一つであると捉え、加入促進を図ります。それぞれの団体による地域活動の活性化を働きかけるとともに、広報などを活用した地域活動への参加促進もサポートします。

#### ④ 当事者自身での課題解決の支援

##### 《概要》

多くの主体による地域福祉活動を支援していきますが、生活に課題を抱える本人や家族などの当事者の課題解決のための対応力向上に向けた支援もしていきます。また、課題を抱える当事者が地域コミュニティとのつながりを持ち、その地域において生活しやすい環境になるような地域づくりを推進します。

##### 現状と課題

- 生活に課題を抱える人のひきこもり
- 地域コミュニティ参加者の固定化
- 見守り活動におけるプライバシーとの境界

##### 施策の方向

###### ○当事者同士の交流促進

高齢、障がい、児童などの課題を抱える本人やその家族同士が同じ課題に対する考えや悩みなどを共有し合う場を設けることで、当事者同士で支え合う関係を構築します。また、当事者による課題解決に向けての活動について主体的な活動を行えるよう支援します。

###### ○地域福祉活動主体とのつながりづくり

地域福祉活動主体は見守り活動などによって、地域における課題の発見に努めていますが、課題を抱える当事者自ら相談を持ちかけることのできる環境が理想的であると言えます。普段から多様な主体と課題を抱える当事者、地域住民がつながりを持つために地域の居場所としてサロンなどの活発な運営を支援します。



## 第5章 計画の推進に向けて

---



# 1 計画の推進体制

本計画における具体的な事業や取組の推進にあたっては、市民、地域福祉活動団体、ボランティア、行政など、それぞれの主体的な活動を促進しながら連携を図り、それぞれの協働によって取り組めます。

## (1) 行政内部における推進

本計画の推進にあたり、関係各課の横断的な連携の強化を図ることで課題解決に向けた総合的な支援や、効果的な施策の進行が期待されることから、より緊密な情報交換及び協働で課題解決に取り組めます。

## (2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中核として「社会福祉法」において規定されており、本計画の推進においても市民や各関係団体などの活動の中心としての役割を担うことが期待されているため、より一層の連携強化を図ります。

## (3) 市民、地域福祉活動団体、ボランティア、NPO 法人などとの連携

行政が市民、地域福祉活動団体、ボランティア、NPO 法人などとの連携を図ることは地域福祉の推進において重要であり、本計画を進めていく上でも必要不可欠です。本計画の周知・啓発を進めるとともに、市民をはじめとする各関係団体等の協働で本計画の施策を推進していきます。